# 災害対策基本法改正の概要



群馬県 危機管理課 避難対策係 群馬県 健康福祉課 地域福祉推進室 地域福祉係

## 目次

- 1. 災害対策基本法等の改正(R3.5)
  - (1) 個別避難計画作成の努力義務化
  - (2) 指定福祉避難所の指定及び受入れ対象者の公示
- 2. 個別避難計画の作成における留意点
  - (1) 防災・福祉の連携
  - (2) 優先度を踏まえた個別避難計画

3. 地域共生社会の推進に係る取組と個別避難計画の作成

## 避難行動要支援者

1.災害対策基本法等の改正

(1)個別避難計画作成の努力義務化

避難行動要支援者 — 災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑・ 迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

市町村が作成する 避難行動要支援者名簿 = 避難行動要支援者の名簿

## 避難行動要支援者具体例

- 1. 災害対策基本法等の改正
- (1)個別避難計画作成の努力義務化

- ① 要介護度認定3~5を受けている者
- ② 身体障害者手帳 I・2級(総合等級)の第 I 種を所持する身体 障害者(心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く)
- ③療育手帳Aを所持する知的障害者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤ 市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥ 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者 など

## 個別避難計画

1. 災害対策基本法等の改正

(1)個別避難計画作成の努力義務化

個別避難計画 = 避難行動要支援者名簿の避難行動要支援者 一人一人に合わせた避難支援等に関する計画

災害対策基本法改正(令和3年5月)



# 近年の災害における高齢者の死者の割合

- · 平成30年7月豪雨 · · · 約80%
- ·令和元年台風第19号···約65%
- · 令和2年7月豪雨 ···約79%

# 個別避難計画様式例

#### 避難行動要支援者のための個別支援計画

	よりがな りょうご いちそう 氏名 兵庫 一郎					年	俞	53 ;	歳	性別	男・女		
基礎情報	住所 神戸市中央区下山手通5-10-1												
	電話 078-XXX-XXXX								F A X 078-XXX-XXXX				
	E-ma	il Ic	hir	o_Hyogo@a	bc. com								
	_						建築時期	昭和 63 年		年	構造	木道	世2階建
	家族	両親は京都府在住 疎遠でほとんど連絡なし				耐震診断	未到	尾施		家具固定	未	実施	
	構	MA AE	C 16	反府在住)が隔週 を見に来る に障害者支援施設 後、グループホー を経て、昨年7月				※寝	※寝室の位置、普段いる部屋				
	成・					居住					-		
	同	で様	<b>†</b> *			建			寝室		居間		间
	居		-			物	見取図				]	玄関	<b>←</b>
	情報												
	等							L					
	_	# =10	_								(ETI to d	-\ +	Arre.
		護認	-	÷ 11.0**	477	/ LL +A >		40		(認知症		3200	
要支援	障害	者手	帳	身体障害者手帳3級(体幹)、療育手帳A(知的、自閉症)									
情 報	そ	o)	他										
	留意事項		項										
	介護保険/ 総合事業 障害福祉/		- /	サービス									
利用中の			+	事業所名	電話								
利用中の医療福祉			- 1								電話		
サービス	【章 章	き福祉	1	サービス	居宅介	護					電話		
		号福祉 童福	+				介護事業	所			電話電話		-XXXX
	児 医 :	童福 療機	祉	サービス	GEN	ΚI	介護事業 形外科ク		ック			XXX	-XXXX
	医	童福 療機	祉	サービス 事業所名 名 称	GEN ひょう	ΚI	形外科ク	リニ	ック		電話	XXX	-XXXX
家族等	医	童 福 寮 機 氏名	祉 関 5兵	サービス 事業所名 名 称	GEN ひょう	K I ご整 続材	形外科ク	リニ		大阪	電話電話	XXX XXX 田市〇	-XXXX
緊急	医 1	童福療機氏電話	祉 関 5兵	サービス 事業所名 名 称 ti (-XXXX	GEN ひょう	K I ご整 続材	形外科ク 特 妹 -XXXX	リニ É	上所	大阪	電話 電話 反府池E	XXX XXX 日市 C or. jp	-XXXX
	医 1	童 機 終名 話 終名	祉 関 XXX 神	サービス 事業 名 称 はなこ -XXXX	GEN ひょう	K I ご整 続材 XXX	形外科ク 特 妹 -XXXX	リニ 住 E・	E 所 mail	大阪 XXX 神戸	電話 電話 反府池E	XXX XXX 田市C or. jp	-XXXX
緊 急連絡先	児 医:	童 療 納氏 電 納氏 電	社 関 XXX 神 XXX	サービス 事業 はなこ -XXXX (-XXXX	GEN ひょう FAX	K I ご整 続材 XXX 続材	形外科ク 病等 妹 (-XXXX 病等 繊維 (-XXXX	リニ 住 E・ は 住	E 所 mail E 所 mail	大阪 XXX 神戸	電話 電話 反府池E @bbb. o	XXX XXX 田市C or. jp	-XXXX
緊急	児 医 ① - でき	童療の氏電の氏電が名話が名話が名話がる話がる	社 関 XXX 神 XXX	サービス 事業 名 称 はなこ -XXXX	GEN ひょう FAX FAX	KI ご整 続材 XXX 続材	形外科ク 5等 妹 (-XXXX 5等 嶽郷 (-XXXX 言葉を使	リニ 住 E・ L E・ 用す	上所 mail 上所 mail る。	大阪 XXX 神戸 XXX	電話 電話 ©bbb. o 可市中与 @ddd. o	XXXX XXX 日市C or. jp 中区C or. jp	-XXXX 000
緊 急 連 絡 先 緊急時の	児医・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	童療の氏電の氏電のおおい名話が名話が名話が名話が名話が名があるがある。	社 関 兵 XX 神 XX か書	サービス 事業はなこ -XXXX (In XXXX) で AXXXX つくりと分類は理解が	GEN ひょう FAX FAX	KI ご整 統材 XXX 続材	形外科ク 病等 妹 (-XXXX 病等 繊類 (-XXXX 言葉を使 ため、図	リニー(自)を対しています。	E 所 mail E 所 mail る。 らが	大阪 XXXX 神戸 XXXX	電話 電話 阪府池E @bbb.co 市中が @ddd.co	XXXX XXX 日市C or. jp 中区C or. jp	-XXXX 000
緊 急 連 絡 先 緊急時の	児医・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	童療経電話の電話のは可能を	祉 関 覧 XXX 神 XXX 神 * * * * * * * * * * * * * *	サービス 事業はなこ -XXXX -XXXX つくりとを	GEN ひょう FAX FAX かりやで 管害があ	K I ご整 続材 XXX 続材 XXX	形外科ク 5等 妹 -XXXX 等 繊維 -XXXX 言葉を使図 め迅速な	リニー(自)を対しています。	E 所 mail E 所 mail る。 らが	大阪 XXXX 神戸 XXXX	電話 電話 阪府池E @bbb.co 市中が @ddd.co	XXXX XXX 日市C or. jp 中区C or. jp	-XXXX 000

#### 1. 災害対策基本法等の改正

#### (1)個別避難計画作成の努力義務化

の留	技誘導時 7意事項 F医薬品	介助者による強制的な移動はパニックをもたらす恐れがある。自力歩行が可能であるため、差し迫った危機ではない限り、避難の必要性を分かりやすく説明し、誘導することが望ましい。また、人見知りであるため、できるだけ面識のある近隣住民が支援を行う方が良い。 オキシトシン、リスパダール
避難	先での 事項	他人との接触が苦手であり、混雑した環境ではパニックになる可能性が高い。できるだけ個室環境を用意することが望ましい。なお、●●商店の店主 A氏に信頼を置いており、本人の不安感が大きい場合はA氏と話をすると落 ち着きを取り戻す可能性がある。
避難場所	経路①	【自宅 → 緊急避難場所 (○○公民館)】(車椅子)
避難	経路②	【緊急避難場所 (○○公民館) → 福祉避難所 (△△売)】(避難支援者①の自動車) 車待機場所 (車種:日産セレナ ウェルキャブ白) 事故多発地点  野車場 ○○ 公民館  通行車両に注意 スピード出す車多い の車両通行困難
路	備考	風水害等で早期避難が可能な場合は、自宅から直接△△苑に避難する。

		1	氏名		ひょうご じろう 兵庫 二郎		続柄等 近所		住所	神戸市中央区〇〇〇
		1	電	話	XXX-XXXX	FAX	XXX-XX	XX	E-mail	XXX@ggg.or.jp
避	難	2	氏	名	ひょうご さぶろう 兵庫 三郎		続柄等	近所	住所	神戸市中央区〇〇〇
支 拐	爰 者	(2)	電	話	XXX-XXXX	FAX	XXX-XX	XX	E-mail	XXX@hhh.or.jp
		3	氏	名	ひょうご しろう 兵庫 四郎		続柄等	近所	住所	神戸市中央区〇〇〇
		(3)	電	話	XXX-XXXX	FAX	XXX-XX	XX	E-mail	XXX@jjj.or.jp

- 1. 災害対策基本法等の改正
- (2) 指定福祉避難所の指定及び受入対象者の公示

- 災害対策基本法施行規則改正(令和3年5月)
- ①指定福祉避難所の指定
- ②指定福祉避難所で受け入れる被災者を特定する場合

は、その旨の公示

## 指定福祉避難所の公示内容(例)

- 1.災害対策基本法等の改正
- (2) 指定福祉避難所の指定及び受入対象者の公示

#### <高齢者の場合>

名称	住所	受入対象者(※)	その他
社会福祉法人○○園	〇〇市	高齢者	
	△△1-1-1		
●●高齢者福祉センター	〇〇市	市が特定した者	
	●●2-1-1		
社会福祉法人○●苑	〇〇市	高齢者	
	□□3-1-1	(要介護3程度)	

※家族等も受入対象とする

### 指定福祉避難所の公示内容

#### 1. 災害対策基本法等の改正

#### (2) 指定福祉避難所の指定及び受入対象者の公示

#### <障害者の場合>

名称	住所	受入対象者(※)	その他
社会福祉法人△△園	00市	障害者	
	△△1-1-1		
社会福祉法人▽▽園	〇〇市	知的障害者、精神障	左記の者のう
	●●1-2-1	害者(発達障害者)	ち、事前に市が
			特定し、環境調
			整を事前に行
			った者
▼▼障害者センター	〇〇市	身体障害者(視覚障	
	●●2-2-1	害者、聴覚障害者)	
■■特別支援学校	〇〇市	在校生	
	●●3-1-1		
□□特別支援学校	〇〇市	在校生、卒業生及び	
	●●3-1-1	事前に市が特定した	
		者	
▲▼児童発達支援センタ	〇〇市	障害児及び事前に市	
_	●●3-2-1	が特定した者	

※ 家族等も受入対象とする

## 規則改正の意義

- 1. 災害対策基本法等の改正
- (2) 指定福祉避難所の指定及び受入対象者の公示

◆ 福祉·医療の専門的ケアや設備を必要とする被災者だけの 受入れの専念

◆ 災害時に備えた人的物的体制の整備が図りやすい

◆ 指定福祉避難所への直接避難促進(個別避難計画と連動)

## 目次

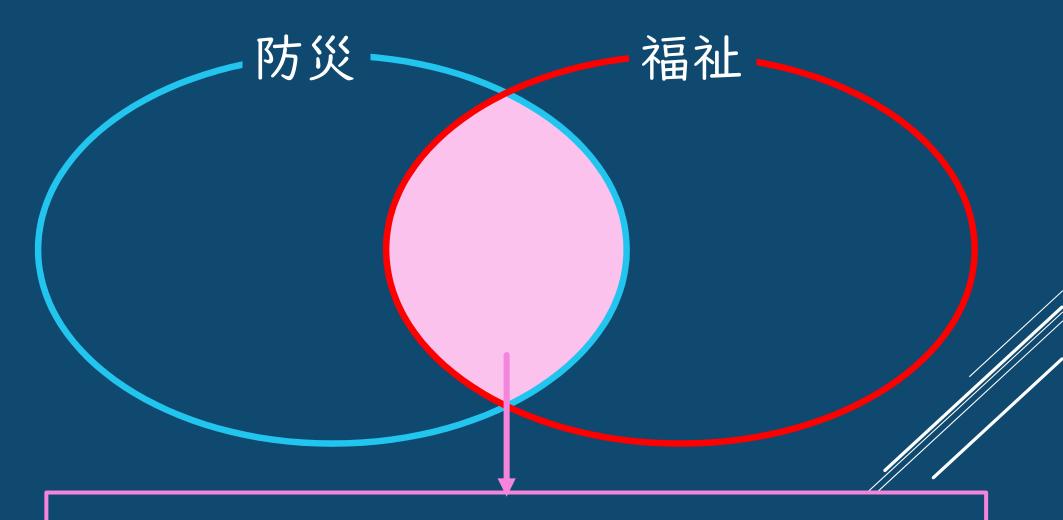
- 1. 災害対策基本法等の改正(R3.5)
  - (1) 個別避難計画作成の努力義務化
  - (2) 指定福祉避難所の指定及び受入れ対象者の公示
- 2. 個別避難計画の作成における留意点
  - (1) 防災・福祉の連携
  - (2) 優先度を踏まえた個別避難計画

3. 地域共生社会の推進に係る取組と個別避難計画の作成

## 防災·福祉分野

2. 個別避難計画の作成における留意点

(1)防災・福祉の連携



災害時の要配慮者対策=個別避難計画

## 庁内・庁外の関係者(例)

2. 個別避難計画の作成における留意点 (1) 防災・福祉の連携

#### 庁内

- ◆ 防災部局
  - 危機管理課
- ◆ 保健福祉部局
  - 一 地域福祉推進室
  - 一介護高齡課
  - 障害政策課
  - 一 感染症・がん疾病対策課 (難病)
    - ※群馬県庁の部署名による例示



X

### 庁外

- ◆ 自主防災組織
- ◆ 町内会·自治会
- ◆ 民生委員
- ◆ 介護支援専門員
- ◆ 相談支援専門員
- ◆ 医師会
- ◆ 社会福祉協議会
- ◆ 各種事業者、団体

### 介護支援専門員•相談支援専門員

2. 個別避難計画の作成における留意点 (1) 防災・福祉の連携

- ① 日頃からケアプラン等の作成を通じて、避難行動要支援者本人の状況 等をよく把握しており、信頼関係も期待できる
- ② ケアプラン作成等に合わせて個別避難計画を作成することが効果的
- ③ 災害時のケア継続にも役立つ

⇒ 介護支援専門員(ケアマネージャー)、相談支援専門員 が個別避難計画策定に参画することは極めて重要

2. 個別避難計画の作成における留意点

(2)優先度を踏まえた個別避難計画作成

# 優先度が高いと判断する者について改正法施行(R3.5)後 5年程度で個別避難計画を作成

- ・地域のハザード状況(浸水、土砂、火山等)
- ・本人の心身状況,情報取得や判断能力
- ・独居、社会的孤立状況

### 市町村作成と本人・家族・地域作成

- 2. 個別避難計画の作成における留意点
- (2)優先度を踏まえた個別避難計画作成

- ① 市町村が優先的に支援する計画づくりと並行して、
- ② 本人·家族·地域において防災活動を行う自主防災組織 等が記入する計画づくりを進めることが適当

## 関連する法令・指針等

◆ 災害対策基本法(改正法:令和3年5月20日施行)

◆ 災害対策基本法施行規則 (災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令:令和3年5月20日施行)

◆ 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 (内閣府(防災担当)、令和3年5月改定)

◆ 福祉避難所の確保・運営ガイドライン (内閣府(防災担当)、令和3年5月改定)

## 目次

- 1. 災害対策基本法等の改正(R3.5)
- (1) 個別避難計画作成の努力義務化
- (2) 指定福祉避難所の指定及び受入れ対象者の公示

- 2. 個別避難計画の作成における留意点
  - (1) 防災・福祉の連携
  - (2) 優先度を踏まえた個別避難計画

3. 地域共生社会の推進に係る取組と個別避難計画の作成

## 地域共生社会とは

3. 地域共生社会の推進に係る取組と個別避難計画の作成

#### 社会福祉法に規定される地域福祉推進の理念(イメージ)

◆制度·分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主 体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住 民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

#### ◇居場所づくり

- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂 する地域文化

#### 支え・支えられる関係の循環 ~誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成~





- ◇牛きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防 ◇ワークライフバランス
- すべての人の生活の基盤としての地域
- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、 雇用創出等による経済 価値の創出

#### 地域における人と資源の循環 ~地域社会の持続的発展の実現~

- ◇就労や社会参加の場 や機会の提供
- ◇多様な主体による、 暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



環境







交诵

#### 地域共生社会の推進と災害支援体制

3. 地域共生社会の推進に係る取組と個別避難計画の作成

- ・地域共生社会の実現に向けた取組として、本年4月から「重層的支援体制整備事業」が創設された。
- ・相談支援や社会への参加支援だけでなく、それらを通じた地域づくりにも取り組むものとなっている。
- ・平時から地域づくりを進める中で、災害時の支援体制を構築することも想定される。

